

新しい司法書士像を求めて

ザ・フォーラム

《季刊》2002.1 No.49

発行

司法書士・行政書士
丹羽正夫事務所

〒461-0017
名古屋市東区東外堀町32
番地 鈴木ビル4F
TEL 052-962-9693
FAX 052-962-9633
E-mail info@niwaoffice.com
URL http://www.niwaoffice.com/

登記・法律問題など、
お困りのことがござい
ましたら、お気軽にご
相談ください。



いま、高いモラルが求められる

司法書士 丹 羽 正 夫

新年あけましておめでとうございます。

住専問題のはなやかなりし当時、旧住管機構の社長であった中坊公平弁護士は、ある大手都市銀行が系列の住宅金融専門会社をして行った紹介融資をめぐって、その返還を請求した。この融資について銀行側は、「法律に違反しない」ことを理由に返還を拒否した。そこで中坊氏は、「法律は社会規範の最低に位置するものであり、法律に違反しければ何をやってもよいというものではない。まして銀行という公共性と社会的信用の高い企業としての行動規範は、高い倫理感が当然要請され得るべき」と反論をし、國民から喝采を浴びた。強い世論に押されて、結局銀行は返還に応じざるを得なくなつた。その後、銀行の不祥事が次々と明るみになり、これまで培われてきた信用が大きく失墜していくことになる。

さて、前置きが長くなつたが、この住専問題のところから、「モラルハザード」という言葉が新聞紙上などマスコミや国会でよく使われるようになつてきた。モラルとは、日本語で「倫理、道徳、習俗」と訳されているが、社会の安全や安定は、モラルの高低によって左右されるといつても過言ではあるまい。人々

が高いモラルに裏打ちされて生活を営むようになれば、今日の世の争いやもめ事は、ほとんどなくなり、法律のお世話になることも少なくなるであろう。

ところが、我が國の現状は、まさにモラルハザードに満ちあふれている状況にある。一部問題企業のように、「借りたものは返す」という最低限のモラルが失われ「債務免除」によって再建を図ろうとする姿。金融機関においても、公的資金の投入以後も、不良債権処理が一向に進まず、経営体力の弱体化が進行しているのに抜本的な体质改善の方策が示されない姿。金融機関の不良債権処理のためには、國民にはないに等しい金利を甘受させる姿。財政再建の緊急性が叫ばれているにもかかわらず、既得権益に汲々とする族議員の醜態。さらに、破綻金融機関で次々と明るみになる不正融資や横領事件の数々……。

こんな現状を日々耳目にしなければならない若者や子供達に、大人達がいくらモラルを説いたところで説得力はない。こんな日本に誰がしたと言つたところではじまらないが、いまの日本を救う最善の道は、高いモラルをどうやって國民一人ひとりの中に再構築していくかしかないように思えてならない。